

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	地区計画等の区域内にある敷地で、その敷地内には道路に接して有効な空地があること等による道路斜線の特例許可	
根拠法令・条項	建築基準法第68条の5の3第2項	
所 管 課	建築安全課	
審 査 基 準	<p>道路斜線の規定の許可としては、総合設計制度（法第59条の2）があり、国土交通省の準則によって一定の算定方法が示されているが、本件の許可については、詳細は示されていない状況である。</p> <p>別に、許可基準を定めるには、総合設計制度と本件の許可の区別化を図る必要があり、制度として遜色のない内容にする必要がある。</p> <p>しかし、地区によって、有効な空地の扱いが異なることから、基準を設定するのは困難であり、現時点においては、総合設計制度に準じた内容で個別に許可を行うこととし、法の規定以上の設定は不要である。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	許可については、60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	